



子ども手当の申請のお知らせ

子ども手当とは、次代の社会を担う子どもの健やかな育成を社会全体で応援するため、支給される手当です。

◎対象者

0歳から中学校修了前までの子ども

◎申請者

対象者を養育している人

※所得制限はありません。

◎支給額

子ども1人あたり月額13,000円

◎支払月

6月、10月、2月

◎申請が必要な人

- 新中学2、3年生の子どもを養育されている人
 - 児童手当を受給されていなかった人
- ※公務員の方は勤務先からの支給となりますので、職場へご確認ください。

※申請が必要な人には、4月中旬にご案内等を送付する予定です。

◎申請が不要な人

平成22年3月31日まで児童手当を受給していた人で、新中学1年生までの子どものみを養育している人

◎申請期限 9月30日(木)

※10月以降に申請された場合は申請の翌月分からの支給となります。

※出生、転入による申請については、誕生日、転入日から15日以内に行ってください。

◎申請に必要なもの

印判、申請者の健康保険証の写し、申請者名義の口座番号

◎申請窓口

こども福祉課、総合事務所市民窓口課、埴生支所、南支所、公園通出張所

〈問い合わせ先〉こども福祉課 (☎82・1175)



後期高齢者医療保険料の保険料率と軽減措置のお知らせ

◎平成22・23年度の保険料率について

◎被保険者均等割額 46,241円

◎所得割率 8.73%

◎平成22年度軽減措置について

①世帯の所得水準によって「均等割額(46,241円)」が、次のとおり軽減されます。

- 33万円+(35万円×世帯の被保険者数)を超えない世帯→2割
- 33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)を超えない世帯→5割
- 33万円を超えない世帯→8.5割
(平成21年度の軽減率が継続されました)
- 33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない)→9割

②会社などで加入していた保険の扶養家族だった人は、均等割額が9割軽減されます。これまでの「加入した月から2年間」という規定はなくなり、平成20年から軽減されていた人も引き続き均等割額が9割軽減されます。

③所得割額を負担する人のうち、賦課のもととなる所得が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

平成22年度の年間保険料額は、7月にお知らせします。

〈問い合わせ先〉国保年金課 (☎82・1209)